

エルンスト・ルドルフ・フーバーと 「国制史」研究(3)

今 野 元

(1) 第一次世界戦争

第一次世界戦争期の特徴をE・R・フーバーはこう説明する。(1)国内の国制と国外の諸国家間関係とが密接に繋がった。開戦決定は国内法的でも国際法的でもあり、開戦で国内政治も激変した。(2)グローバル化が進みつつも国民国家原理が強固になり、それは国家を統合する作用も破壊する作用も有した。(3)時流だった「帝国主義」は、物質的利益の拡大だけではなく文化的価値の流布をも含むもので、「万国の労働者よ、団結せよ！」という「世界革命」の呼号も「社会革命的帝国主義」だった¹⁾。

E・R・フーバーは開戦責任を対外面、対内面から見る。対外的戦争責任について、フーバーはまずセルビア、エステルライヒ、ロシアの役割を重視し、次いで独英仏も同盟国に自重を十分求めず寧ろ後押しした責任があるとした。フーバーは、ドイツの対露仏宣戦布告は時期尚早で、白進駐も国際法違反だったとしたが、ドイツに「主要な責任」ありとする「最近再び声高になってきた自己批判」は却下する。いずれにしろフーバーは国際関係には深入りせずとし、対内的戦争責任に話題を移す。フーバーは英仏を議会政治の国、独墺を「立憲君主制」の国、露を「半立憲君主制」の国と分類した上で、ドイツが議会政治の国ではないために帝国指導部が恣意的開戦決定をした、ドイツ「立憲君主制」を倒さなければヨーロッパの平和は維持できなかったという批判を却下する。重要なのは国制の建前ではなく実態であり、開戦は各国とも行政府の管轄で、首相、外相、次官など少数人数で決断していた点、戦争遂行を大衆や議会の支持に依存していた点で大差なかったという。フーバーはドイツ皇帝が開戦決断に加わったことを認めるが、それは憲法の枠内で帝国宰相と協調しての行動だった、皇帝も好戦一辺倒ではなく、墺の交渉を後押ししたものの、月末には危機の沈静化を図ったとする。更に開戦遅滞が敵に準備期間を与える危険を強調するのは各国軍部とも同じで、ドイツ「戦争評議会」が攻撃的な危機対応を

したとの批判は「神話以外の何物でもない」とした²⁾。

E・R・フーバーは第一次世界戦争でクラウゼヴィッツの観念した「戦争」が初めてその極限形態に至ったとする。「戦時社会主義」とは戦争を契機とする例外的現象ではなく、それが「共同経済」の新時代を開いたのだとするラーテナウ、メレンドルフらの説を踏襲し、「共同経済」的原則は新しいものではなかったが、この戦争で国家の計画経済や労働組合の国家秩序への編入などが始まり、それが新たな次元に達したと指摘している³⁾。

「城内平和」(Burgfriede)についてE・R・フーバーは、一様な「官憲国家」ではなかったドイツ帝国が、対外的自己主張のために国民を統一しようと考へ、政府対議会、多党分布という内部対立の克服を図る試みだったとする。宰相ベートマン・ホルヴェークはこの合言葉で、反体制的な最大政党SPDに加え、カトリック陣営や自由主義陣営の支持も確保したが、期待に反して長期戦になると綻び、また内政上の対立・論争を終戦まで停止する構想も無理があり、討論の解禁、「新路線」(Neuorientierung)による選挙制改革、例外法廃止、労働運動の国家的位置付けなど改革への移行に至ったのは国民的団結のために不可避だった、その実行はプロイセン官庁などの抵抗にあったが、ロシア革命の衝撃が突破口になったという⁴⁾。

フィッシャー論争でのドイツ戦争目的批判をE・R・フーバーは相対化する。まず彼は「戦争理由」(Kriegsgrund)と「戦争目的」(Kriegsziel)とを区別し、対戦国が掲げた戦争目的は国内統合の戦略で、実際の開戦理由とは別だとする。また全参戦国が自衛戦争を呼号しつつ併合計画を立てていたとし、ソヴィエト政権が暴露した協商国の併合計画を紹介しつつ、独「九月計画」はラーテナウらが作成した討論用メモに過ぎず、皇帝や帝国指導部の決定ではなかった、国内の併合要求に帝国指導部が距離を置いていたが、輿論から完全に自由な政治も困難だったとする⁵⁾。

(12) ヴァイマル共和国建設とヴェルサイユ講和条約締結

「一〇月改革」をE・R・フーバーは、ウィルソン十四箇条受け入れに伴う「帝国立憲君主制」の終焉とする。1918年10月末に連邦評議会の不満を押し二つの改革法が制定され、開戦終戦の帝国議会による承認、帝国宰相の帝国議会の信任への依存(宰相不信任による辞任強制)などが規定されたが、皇帝が主体的に帝国宰相を指名できるか帝国議会の指名を待つのかは明記されなかった。また10月28日付で「皇帝職は人民への奉仕」

などと説く皇帝の勅語が出されたが、副署した帝国宰相バーデンが発表を躊躇し、輿論への影響もなかった。またプロイセン三級選挙法の平等化も、保守会派が「愛国的義務」から抵抗を断念し10月24日に貴族院を通過した。ちなみにフランスが領有を狙う帝国領エルザス＝ロートリンゲンに関しては、ウィルソンがその全部の仏への「返却」を講和の前提条件とするなかで、ドイツ帰属の維持が困難になり、1918年10月に独立国家化による中立化、領邦政府の議会主義化が構想された。これに対峙する急進左派は、「デモクラシー」を現存社会秩序の転覆とプロレタリア独裁という意味で理解し、「一〇月改革」を欺瞞と断じたという⁶⁾。

E・R・フーバーはこの戦争でドイツ帝制が危機に陥ったことを指摘する。MSPDを含む多数派諸政党は帝制廃止を回避しようとしたが、急進左派は帝制を現存秩序の象徴と見て、この打倒を主要目的にした。ヴィルヘルム二世は戦争中の失敗で君主の威厳を損ない、代わってヒンデンブルクら軍事指導者の威信が上昇していた。1918年10月には、ウィルソンがドイツに君主制を廃止するよう公然と圧力を掛け、ヴィルヘルム二世こそ講和の障礙だとの批判が国内で高まり、その皇帝・皇太子の帝位断念、(皇太子長男ヴィルヘルム王子が未成年であることによる)摂政設置による君主制護持が構想された。だが多数派政党に辞任を強要された枢密民政官房長フリードリヒ・フォン・ベルクや皇后アウグステ・ヴィクトリアに譲位を思い留まるよう説得されたヴィルヘルム二世は、揺らぐ気持ちを抑えるため10月28日に、譲位を求めてくる帝国宰相バーデンには相談せずにベルリンを離れてスパ(白領)の大本営に向い、宰相を立腹させた。なおこのころベルリンでもスパでも、ヴィルヘルム二世の「自己犠牲」、つまり前線での戦死により君主制を救済するという構想が語られていたが、フーバーはそれを軍事的にも倫理的にも政治的にも的外れだったとする⁷⁾。

E・R・フーバーは皇帝譲位の決定の遅れが君主制崩壊を決定したと見る。大洋艦隊出撃は士気高揚を狙ったとはいえ、戦略なき自殺だったわけではないが、そうした噂に興奮した水兵たちが1918年10月29日から叛乱を起こした。これにより自発的譲位を訴えるベルリンの帝国指導部・プロイセン政府、MSPDと、皇帝を擁護するスパのヒンデンブルク、グレーナーとの間で綱引きが激化したが、帝国宰相は最後まで譲位を自ら奏上せず、仲介者にさせた。またソヴィエト・ロシア政権もプロパガンダ文書を送り込むなどしてドイツの騒擾拡大を狙った。そして11月8日、前夜からの

大規模騒擾にバイエルン王ルートヴィヒ三世が亡命して、アイスナーが共和国宣言を行った。同日ブラウンシュヴァイク、メクレンブルク＝シュヴェリーンで宮廷が占拠され、ハンブルク、ハノーファー、ケルンなど大都市でも騒擾が起きた。この流れに軍事的に対処できないと判断した大本営は、遂に譲位構想に同意したが、奏上したのは翌9日午前10時だった。ヴィルヘルム二世はプロイセン王位を維持しつつドイツ皇帝として退位することに同意し、これにヒンデンプルクも同調した。皇帝として退位し「帝国摂政」(Reichsverweser)を置くという宣言は、午後二時にはベルリンにも伝えられたが、これは政治上も国法上も不可能で無意味なことだった。電話でこれを聞くまでもなく、帝国宰相バーデンは独断で正午頃に皇帝・国王としての退位宣言を発表し、内乱を防ぐために摂政設置も断念してしまい、エーベルトに職を委譲した。シャイデマンが行い、直後の会議でエーベルトが激怒した「共和国宣言」は意図的ではなく、当時一般的な「共和国万歳」の呼号をただけではなかったかという。皇帝のオランダ亡命について、フーバーはそれを「脱走」だとする批判に、政府や軍隊こそ皇帝を見捨てたのであり、皇帝は内乱を防ぐために国を去ったのだと反論する。皇帝・皇太子が帝位断念声明に署名した12月1日が、プロイセン＝ドイツ君主制の終焉の日となった⁸⁾。

E・R・フーバーは人民委員評議会を、シュミット『独裁』に倣い「主権的独裁」(国制変革を目指す独裁)とみなし、戦時の「軍部独裁」を「委任的独裁」(現国制内で基本権を一時停止し特定危機に対処する独裁)として説明する。MSPDのエーベルトは、本来USPDのハーゼと対等の議長だったが、「帝国宰相」を名乗り優位を誇示した。人民委員評議会は帝国議会を排除し、連邦評議会を準行政機関に格下げしたが、帝国官庁には行政を続行させ、エーベルト＝グレーナー同盟により軍部と協働して、休戦を実現したとする⁹⁾。

E・R・フーバーは革命政権の軍制再編について詳述する。急進派の「旧軍解体と社会主義的民兵新設」、MSPDの「旧軍の共和主義化」、それ以外の「旧軍の維持」の三つの構想があったが、労働者武装は実現せず、旧軍も復員後に解体し、人民委員評議会の決断で「義勇軍」(Freikorps)、「東部国境防衛軍」(Grenzschutz Ost)が結成されたとする¹⁰⁾。

E・R・フーバーは「国家と教会との分離」(Trennung von Staat und Kirche)政策にも注目する。人民委員評議会は、信仰の自由保障及び宗教

行為強制の禁止を宣言するに留めたが、各分邦、特にプロイセンの革命政権は更に「国家と教会との分離」に踏み込んだ。とはいえその意味は、(1)国家が宗教的領域における、また教会が世俗的領域における強制手段を抛棄することのみ、(2)国家が政治的領域での宗教的要素を一掃し、教会の学校監察、宗派学校、公立学校の宗教教育を廃止し、国公立大学の神学部、従軍司牧、宗教祭日を廃止すること、(3)あらゆる国家と教会とのつながり(教会幹部職任命への国家の関与、教会幹部就任時の国家への忠誠宣誓など)を廃止すること、(4)宗教団体の公法的地位、国家の補助金などあらゆる従来の特権の排除、など解釈が分かれていた。革命で実施されたのは、(1)領邦元首を「最高祭司」(summus episcopus)とする制度の廃止、(2)教会統治への一部分邦革命政権の介入、(3)教会脱退に関する法整備だったが、教会の公法的性格と学校監督権、分邦の教会監督権は維持された。プロイセン政府はA・ホフマン文相(USPD)が1918年11月に公立学校からの宗教色排除を試みたが、教会の猛反発で撤回した¹¹⁾。

E・R・フーバーはドイツ革命を越えた国制の連続性を強調し、軍隊、官僚、教会、大学、そして何より政党に関してそれを指摘する。フーバーは、革命政党が三月革命前以来の保守主義・カトリック主義・自由主義・急進主義・社会主義の五党体制を廃止(「反革命」政党を打倒)できなかったとし、その理由として比例代表制が約束されたことを指摘する。彼はKDPやBVPの分離独立を社会主義陣営、カトリック陣営を揺るがすものとは見ず、また思想上の変容、統一の試みがあったにも拘らず保守主義(DNVP)、自由主義(DVP)、急進主義(DDP)を截然と区別する¹²⁾。

E・R・フーバーは評議会圧伏、憲法制定国民議会開催、分離運動鎮圧などヴァイマル共和国の成立過程、各分邦革命の経過を詳述しつつ、バーデンの帝国宰相就任時に普首相との兼務が途絶えた経緯、バイエルン革命及びアイスナーの独戦責任論、中小分邦の状況を解説している¹³⁾。

E・R・フーバーは成功した革命には憲法制定権力があるとして、「革命」から生まれたヴァイマル憲法を承認し、それを時代に合わせた旧国制の「改革」だったと評価する。同憲法の特徴はこのように描かれる。(1)外から脅かされる時代に国民国家の一体性を維持し、伝統的な連邦国家構造を継承し、国民的・統一主義的連邦国家を構築した。(2)権力分立を進めて自由・基本権を保障し、司法制度を拡充した。(3)平等化を推し進め立憲君主制国家から人民国家への移行を成し遂げた。(4)国際法の基本原理を承認し、

帝国主義的自己主張を断念し、国際平和を憲法内に位置付け、勢力均衡及び対等な諸国家共同体のなかにドイツを組み込んだ。だが「諸価値の妥協」が「諸価値の序列化」に繋がるのもまた不可避だったという¹⁴⁾。

E・R・フーバーはヴァイマル共和国憲法が輿論に受け入れられたことを指摘し、その理由をドイツ帝国との顕著な連続性に見る。当時「革命の成果」と喧伝されたものも、実は年来の「有機的進化」の帰結だという。連続性を示すのは、国家元首以外の帝国諸機関の実質的存続であり、有機的進化を示すのは、「統一主義的連邦国家」(unitarischer Bundesstaat)の形成、議会主義民主制への移行、法治国家・社会国家としての充実、国際平和秩序へのドイツの組み込みである。国家元首に関しても、強大な権限を有し人民投票の色彩がある点で、ドイツ皇帝とドイツ帝国大統領とは連続しているという。フーバーはまた、実際はドイツ帝国も諸侯・諸邦同盟でも官僚・軍部支配でもなく「国民国家」だったのであり、その点でヴァイマル共和国と変わりない、当時「官憲国家 [Obrigkeitsstaat] から人民国家 [Volksstaat] へ」と喧伝されたが、実は「人民国家」も Staat である以上官憲を持つのであり、「支配なき社会」ではないと指摘する¹⁵⁾。

E・R・フーバーは、人民投票の大統領制は代議制民主制と矛盾しない、直接公選大統領は帝国議会と並ぶ第二の代表機関だとする。ヴァイマル共和国においては、諸政党に政府形成能力がある分には大統領は前面に出なかったが、結局自分たちでは政府を結成できなくなったので、大統領内閣という「実験」が行われたのだという。フーバーは大統領独裁を「主権的独裁」ではない「委任的独裁」だと擁護し、分邦への「帝国介入」、「帝国執行」についても詳述する。もっともヒンデンブルクやブリューニングの君主制復帰構想が「委任的独裁」の枠内なのかは疑問だが¹⁶⁾。

E・R・フーバーはヴァイマル共和国を「統一主義的連邦国家」と呼び、連邦主義から統一主義への移行を強調する。連邦主義者と統一主義者とは当時も対立しており、君主制廃止で統一国家への障礙が除去され、民主主義とナショナリズムとの結合が統一への機運を盛り上げたにも拘らず、統一主義者の間にも不一致があり、旧領邦への固執、一部革命勢力の反ベルリン運動、党派対立もあって、連邦国家の枠内には留まったという。とはいえプロイセンの覇権は崩れ、分邦対等化の方向へ進んだとする¹⁷⁾。

(13) ヴァイマル共和国の動揺・安定・崩壊

E・R・フーバーは、『ドイツ国制史』第6巻でヴァイマル国制を体系的に分析し、第7巻でバウアー内閣以後の政治過程を以下のように内閣毎に叙述している。これは、国制は「静的規範大系」だけでなく「動的実現過程」を見なければ描けないとの信念からである。従来のように一巻で両者を混合して描くのではなく、ヴァイマル共和国のみ別の巻で描こうとするのは、彼自身が政治的に活動した時代に対する思い入れからだろうか。彼は両巻で、ヴェルサイユ体制で差別待遇を受けたヴァイマル共和国が、その国内危機に苦しみ、帝国議会の機能不全を收拾するための直接公選大統領の試みも虚しく、「悲劇的結末」を迎えたと説く。また大統領緊急権が、エーベルトのもとで何度も行使され、ヒンデンプルクは1期目には行使しなかったが、1930年から行使するようになったことを示している¹⁸⁾。

バウアー内閣は憲法制定・講和批准に漕ぎつけたが、その実行過程でカップ＝リュトヴィッツ一揆を招いた。講和条件に憤慨するも「履行」やむなしとするエーベルト＝バウアー政権に対し、「修正」を求める「国民的反対派」は抗議した。紛糾したのは、(一部は完全にドイツ人居住地である)領土の割譲、軍隊の縮小、バルト諸国からの撤兵、君侯・軍人・政治家など広範な「戦争犯罪人」の引渡で、(君主制復活ではなく)これらを巡る対立が同一揆の原因である。同一揆は準備も諸勢力の支持も欠いた無謀な試みで、これを契機に極左勢力がラインラントやテューリンゲンで反一揆・反共和国蜂起をし、鎮圧しようとドイツ国防軍がラインラントに出兵したために、フランスの介入を招いた。一揆は鎮圧されたが、バウアー(独)・ヒルシュ(普)内閣も1920年3月に退陣となった¹⁹⁾。

第1次ミュラー内閣は1920年6月の第1回帝国議会議員選挙までの短期間を担った。一揆裁判を軍法会議から一般裁判所に移したことは紛糾を招き、軍隊では「共和国化」と称される人事が行われ、行政でも「共和国化」だとして「党派的」人事が行われた。また講和条約に従い前内閣が決定していた義勇軍や「自警団」(Einwohnerwehren)の解体も行われた。内閣はそれらの励行で、国防軍削減要求が緩和されることを期待した²⁰⁾。

1920年6月6日の第1回帝国議会議員選挙(住民投票に付された東部地域は後日実施)で右派政党が増大し、社会民主党が下野して中央党首班の中道連合政権(中央党・DDP・DVP)たるフェーレンバッハ内閣が誕生した。同内閣は非正規軍解体には努力したが、一揆参加者には恩赦を発布

した。また各地での KPD 蜂起、オーバーシュレジエン併合を狙うポーランド勢力の蜂起などに見舞われ、賠償金支払を不可能として改訂を狙ったロンドン会議では、戦勝国にルール占領をすとの最後通牒を出され、アメリカへの仲介要請も不発で、1921年5月に退陣した²¹⁾。

1921年5月の第1次ヴィルト内閣はヴァイマル連合の少数派内閣で、最後通牒甘受のため DVP が下野し、SPD が政権復帰した。8月26日に中央党左派領袖エルツベルガーが暗殺され、エーベルト大統領は憲法48条2項に基づき第1次共和国防衛令を發布し、反共和国的勢力封じ込めに基本権を停止したが、バイエルンが反撥し、9月27日の第2次令では保護対象が「共和的・民主的国家形態の支持者」から「公共生活の関係者」に改められた。またラーテナウ再建相が対仏関係構築に努めた矢先、オーバーシュレジエン問題が独仏関係を悪化させた。ヴィルト内閣はドイツ人自警団を抑え込み、紛争を国際連盟理事会の裁定に付した。住民投票は独側勝利だったが、仏影響下で領土分割の最後通牒が出され、期待したイギリスの支援を得られず、内閣は10月22日に抗議の辞任を行った²²⁾。

大統領の指示でヴィルト(中央党)は第2次内閣を組織したが、DDP・DVP が最後通牒甘受を嫌って下野した。世界経済再建を審議するジェノヴァ会談(1922年4月開始)にドイツは戦後初めて対等の立場で招待されたが、「招待する側」からの差別待遇を感じた「招待された側」独ソがラパロ条約を結び経済・軍事協力を約した。これにはイギリスが反撥し、国内でも賛否が分かれた。6月24日に非政党系急進右派がラーテナウ外相を暗殺する。反ラパロ条約、反ユダヤ主義、君主主義の動機があったにしても、国家への貢献も多い彼を狙ったのは不可解だった。右派を標的とした共和国保護法は、再びバイエルンの反撥を生んだ。MSPD・USPD 合同で連立再編を狙ったが、賠償交渉で仏の強硬姿勢に遭い倒閣した²³⁾。

1922年11月、非党派財界人クーノの内閣(中央党・DDP・DVP・DVP)が誕生した。翌年1月に賠償紛争は仏白軍のラインラント「侵入」を招き、内閣は住民に消極的抵抗を訴えた。フランスの「占領独裁」、ライン同盟構想の再燃たるライン分離主義への肩入れに消極的・積極的抵抗が行われ、諸政党の団結が図られたが、占領中には交渉拒否という内閣の方針は仏の強硬姿勢で行き詰まった。この事態に国内では左右急進派が擡頭し、内閣が目指す国内団結を阻害した。1923年8月10日、クーノ内閣は憲法48条2項に基づく大統領緊急令で、公共の安全を確保するために帝国の

権限を大幅に拡大し、暴力的国制変革を煽動する雑誌を没収できるようにし、帝国内相の要請には分邦政府も従うことを義務付けた。大連合の第一次シュトレゼマン内閣(10月6日に第二次内閣を組織、10月31日 SPD 脱退)は、帝国議会閉会中に消極的抵抗を断念して仏「違法占領」終結交渉を準備し、これが右派急進主義やバイエルンの憤激を招き、11月の NSDAP ミュンヘン一揆など多くの蜂起が起きたほか、ソヴィエトと連携した共産党の10月騒擾も惹起し、内閣がザクセンやテューリンゲンに介入した²⁴⁾。

第1次・第2次マルクス内閣には SPD が抜けた前内閣に BVP が参加した。賠償能力を審査するドウズ委員会が設立され、各邦との関係再建など紛争沈静化が図られ、「軍務庁」長官(参謀総長)ゼークトの「帝国独裁」も終了した。1924年3月には解散総選挙も行われた。ドウズ案は与党及び SPD の支持を受け、DNVP も一時的措置として容認し、内閣は帝国鉄道法など関連立法を進めた。少数派内閣の多数派内閣化が失敗し、宰相は12月再度解散総選挙を試みたが、大戦期エーベルトへの不当な反逆罪告発や戦勝国の独武装解除義務違反非難などが政権に負担となった²⁵⁾。

中央党に代わり DNVP が入り、1925年10月に非党派のルターが率いてできた第1次内閣では、エーベルトの死、ヒンデンブルク大統領の就任があったが、これを共和国の決定的転換点とする通説は誤りで、連続性が顕著だった。また国際連盟加盟、ロカルノ条約(1925年)により、ドイツの国際安全保障への編入が追求されたが、DNVP が下野し、ソヴィエトの警戒も生じたので、独ソ通商条約締結によるラパロ路線継続も確認された。1925年12月には大連合が模索されたが、失敗し少数派の第2次内閣が形成された。SPD はこの対外政策を支持したが、君侯財産没収問題、国旗令問題では KPD と連合して政府と対決し、倒閣させた²⁶⁾。

第3次マルクス内閣は中央党・DDP・DVP・BVP の少数派政権である。ノスケ辞任後に国防軍と距離を置いた SPD は、前皇太子長男に教練見学を許したゼークトを退陣させたが、国防軍の国制上の地位を不安定にした。内閣は SPD、DNVP の不信任決議で倒れ、後者を加えて第4次内閣が組織されたが、1928年5月の総選挙敗北で崩壊した²⁷⁾。

第2次ミュラー内閣は総選挙での DNVP 後退後の大連合内閣である。内閣は不戦条約を締結したが、敗戦国の安全保障を危機に晒さぬよう各国共同軍縮及びドイツ軍備対等化を目指し、DVP の要求に SPD が屈して装

甲艦建造に踏み切った。1929年4月に中央党が離反し、5月1日に共産党ベルリン蜂起があり、モスクワの支援を受けたテールマンら急進派の党内影響が増した。世界大恐慌がドイツにも及び、また統一主義的・連邦主義的改革を巡っても党争が激化した。ヒトラーは「非政治的」国防軍がその時々々の政府の道具になっていると非難し、これに呼応する動きも軍内部に生じた。独賠償支払を緩和するヤング案には「国民的反対派」が反対の国民投票を起こしたが、失敗した。失業保険問題を契機にSPDが政権離脱を決め崩壊した²⁸⁾。

多数派内閣が組めない状況で、第1次ブリューニング内閣は「どの政党連合にも拘束されない」（だが多くの政黨員が閣僚の）内閣として1930年3月末に大統領が設けたが、KPDが提起した4月不信任案にはSPD、NSDAP、DNVPフーゲンベルク派が同調した（結果は不成立）。7月には予算問題で政権と反対党との対立が激化し、大統領が予算補充の緊急令を出す事態になる。また地方ではNSDAPの擡頭が続き、チューリンゲンのバウム政権ではW・フリックが内相となり同警察を掌握した。9月14日の帝国議会総選挙ではNSDAPが107、KPDが77となり、「議会主義民主制の破壊」が起った。中央党は安定していたが、市民的右派のDNVPや左右自由主義陣営は減退し、SPDの後退も始まり、中間勢力の連合形成は困難となった。ブリューニングは総選挙実施の責任を問われたが、これは国民の内情の反映であり、総選挙が原因なのではない。ブリューニングはかつての前線兵士同士としてヒトラーと交渉し、君主制復活などの共通項での和解を狙ったが、3閣僚入閣を求められて断り、SPDの許容に依拠することにした。経済・財政・金融政策での大統領緊急令にNSDAPやDNVPは反撥し、ドイツの対等性を恢復しようとする政策（各国軍縮問題、独塊関税同盟問題）も戦勝国、国際連盟理事会の反対で失敗した。経済的苦境を理由とする賠償支払猶予（フーヴァー・モラトリアム）は実現するが、経済危機は収まらなかった。1931年10月にブリューニングが外相を兼任して第2次内閣を組織すると、NSDAP、DNVP、鉄兜団がハルツブルク戦線を組んで対抗した。ブリューニングは大統領の任期延長を画策するが、反政権のNSDAP、DNVPに反対され、1932年3・4月の大統領選挙でヒンデンブルク再選を実現するが、ヒトラーも善戦した。この時ヒトラーはブラウンシュヴァイク官吏への任命により初めてドイツ国籍を得たが、これは違法行為だった。またグレーナー内相兼国防相は国家の支柱たる国

防軍や官僚への急進政党の影響力拡大を阻止しようとしたが、NSDAPよりKPDに強硬だった。グレーナーは、私的武装集団の跋扈は「国家権威」に関わるとしてSA禁止令も出したが、共産党関連団体も禁止した。1932年4月にはプロイセンでもNSDAPが第一党となった。5月12日にグレーナーが国防相辞任を余儀なくされ、30日には東部農場解体構想でヒンデンブルクと対立した宰相も辞任した。だが辞任の主要因は、シュライヒャーら大統領側近の影響ではなく、宰相の「国制改革での不作為」だった²⁹⁾。

ヒンデンブルクはより右派寄りの内閣形成を余儀なくされ、各党に諮ることなく中央党内の国民保守の少数派（組閣翌日に離党）パーペンに組閣を指示した。パーペンは国家主義的だがショーヴィニズムとは無縁なカトリック保守派だった。宰相候補にはゲルデラーも考慮された。6月2日成立のパーペン内閣はDNVP4人と無党派政治家からなり、「国民的集中」を称したが、「男爵内閣」と揶揄され、各党から孤立し、特に社会主義諸政党から「ファシズム独裁」の前形態とされた。4日には大統領が帝国議会を解散した。7月のローザンヌ会議では賠償請求を英仏伊日が終結することが留保付きながら合意され、「ゴールまで残り100メートル」とブリューニングが述べていた賠償問題が解決した（ただ批准されず、ヒトラー政権は賠償支払を拒否した）。パーペン内閣は政治的騷擾防止の緊急令を2つ出し、プロイセン介入に踏み切った。ヴァイマル共和国への不満から君主制復活、君主制時代の独普連携復活などの国制改革が論議され、ブリューニング内閣も超憲法のプロイセン介入を考えていたが、KPDやNSDAPの攻撃でSPDも内乱状態と看做したプロイセンを見て、パーペン内閣はシュライヒャー国防相やガイル内相の主導で、普内相ゼヴェリング（SPD）とも相談して7月20日に「帝国介入」（Reichsintervention）を実施し、戒厳令を敷いて「帝国監察官」を送り、免職されたプロイセン政府は武力対決を断念した。パーペンはまた帝国議会の機能不全のため「帝国評議会」（Reichsrat）の地位を高めようとした。7月31日に行われた帝国議会総選挙では共和国史上最高の投票率（84％）でNSDAPが第一党となり（230議席：37.4％）、KPDも14.6％となり、国民多数派が議会主義民主制にも大統領内閣にも反対であることが判明した。政権はNSDAPとの交渉を余儀なくされ、ヒトラーに副宰相職を提示したが、宰相職及び一党での政権担当を求めるヒトラーをヒンデンブルクは拒否し、政権への道を断たれたNSDAPは、危険を承知で合法路線を離れた政府との闘争に賭けた。パー

ペンは経済社会計画で輿論を引きつけつつ再度の帝国議会解散という合法性を逸脱した非常事態措置を取る。プロイセンへの帝国介入を巡る大審院判決は痛み分けの判決となり、普ブラウン政権は形式上再建され、パーペンの国制改革は貫徹できなかった。11月6日の総選挙ではNSDAPが「期待通り」196議席に後退したが、市民的諸政党の増大にはならず、KPDが増大し、「ドイツ法治国家・立憲国家にとって破滅」となった。宰相職に固執するヒトラーを前にパーペンは再び緊急事態措置を考慮するが、国防軍が消極的で、一部閣僚も造反し、12月3日にシュライヒャーに宰相職を委ねることとなった³⁰⁾。

前内閣から多くの閣僚を引き継いだシュライヒャー内閣は、労働組合からNSDAP左派まで取り込む対角線構想でNSDAPを分断しようとした。12月4日のテューリンゲン議会選挙ではNSDAPは惨敗し、シュトラッサーはシュライヒャーとの連携を急いだ。だが党内で党首ヒトラーが左派シュトラッサーに勝利し、反政権姿勢は維持された。シュライヒャーは雇用創出を掲げ、ジュネーヴ軍縮会議で他列強との対等性を獲得するという「非常な成功」を獲得したが、大統領側近に留まったパーペンが宰相にヒンデンブルクにNSDAPとの妥協を勧めた。だがパーペンはNSDAPの独裁にならないよう制限も設けた。1月15日のリッペ議会選挙ではNSDAPが一応の勝利となり、再び上げ潮になる予感が生まれた。フーゲンベルクも宰相から離反してヒトラーに接近し、宰相は緊急事態措置を考えたが、大統領が支持せず、帝国議会開会を前日に控えて、1933年1月30日のヒトラー宰相任命をもって共和国の「憲法の敵」への「降伏」、「国制史の最終地点」となった。それはNSDAP側の「権力奪取」(Machtergreifung)ではなく、共和国側の「権力移譲」(Machtübergabe)だった。その責任は戦勝国、左右急進政党、国民保守主義右派、市民的中道勢力、両社会主義政党、宰相、大統領助言者、大統領本人にある³¹⁾。

(14) 大ドイツ帝国

E・R・フーバーは『ドイツ国制史』を1933年1月30日で終え、国民社会主義体制については沈黙しているが、1939年の『大ドイツ帝国憲法』³²⁾で同時代認識を書いているので、本論ではそれを紹介したい。

E・R・フーバーは1918年の「転覆」(Umsturz)を不完全な革命だったとする。「唯一の「進歩」」は君主制廃止だが、これも大統領、つまり「代

用君主の構築」に終わった、「本物の革命家ではなく、議会の戦争利益享受者が勝った」のだという。フーバーはヴァイマル憲法を、ドイツ民族の真の、独自の秩序を創ったものではなく、1789年の理念に降伏しただけだとし、その根本原理たる(一)民主主義、(二)連邦主義、(三)自由主義を批判する。(一)権力の源泉とされる Volk は、人種、言語、歴史に根差さない単なる国家帰属者で、「有機的」(organisch) 統一体ではなく自由な個人の集積に過ぎず、政党により分断されている。帝国議会の比例代表制も政党による分断を表現している。直接公選大統領も宰相も議会に拘束され、勢力均衡の産物に過ぎない。(二)ヴァイマル憲法制定時にプロイセン及び南ドイツの分邦指導者は一致してドイツ全体国家強化を阻み、それ以降も「独自国家性」に固執した。政党体制(Parteisystem)は全体国家から分邦へと「同質化」(Gleichschaltung)され、双方に別種の政党連合ができて齟齬を来たし、特に全体国家とプロイセンとの齟齬が問題となった。政党化はドイツ帝国評議会にも及んだ。(三)ヴァイマル憲法ではモンテスキューが提起した権力分立論が実施されたが、それは複雑な相互妨害を惹き起こした。基本権の徹底で個人の領域が強調され、法治国理念も形式に拘泥し、司法も「非政治的」(unpolitisch)である³³⁾。

E・R・フーバーは、1933年に起きた出来事は「本物の革命」(eine wirkliche Revolution) だったとする。フーバーは、NSDAPの「合法性」(Legalität) 路線を「唯の見せかけ」だった、議会制破壊の戦略だったと公言して憚らない。「大統領体制」は破壊された議会体制を代替するものであり、その反NSDAP的「濫用」の危機が最高潮になったとき、ヒンデンプルク大統領がヒトラーを宰相に任命したという。ヴァイマル憲法は存続しているのではなく、1933年に(全項目がではないが基本的に)失効し新しい憲法体制に移行したと説かれ、1933年3月24日の「民族及び帝国の危機の除去に関する法律」をヴァイマル憲法からの「授権法」とする解釈に疑問が提起されている³⁴⁾。

E・R・フーバーは「大ドイツ帝国」(Das Großdeutsche Reich)の形成過程を以下のように描いている。(一)オストマルクの帝国との「再統一」(Wiedervereinigung)：フーバーはオストマルクをカール大帝が創設し、オットー一世が改めて創設したものとし、それを手に入れたハプスブルク家が、非ドイツ人地域への領土拡大で国際的王朝となり、ドイツ人から離れていったことを批判している。またハプスブルク家が皇帝として君臨し

た神聖ローマ帝国が弱体化し、偉大なコルシカ人の擡頭で崩壊した、民族意識の高揚でハプスブルク家が、ドイツ人からも非ドイツ人からも障害とみられるようになった、ドイツ帝国の建設に際しエステルライヒ部分の「痛ましい断念」があったとしている。更に1918年、ドイツ系エステルライヒがドイツ帝国との一体化を望んだのに、ヴェルサイユ条約、サン・ジェルマン条約が戦勝国の利害からエステルライヒに独立を強要し、米國務長官ランシングも民族自決の観点から懸念したことが指摘され、エステルライヒの経済危機を独塊関税同盟（1931年）という「民族的」(völkisch) 協力が救ったと評価する。フーバーは1920年のエステルライヒ連邦憲法をヴァイマル憲法と比較し、代表制民主主義の発想が強いこと、連邦大統領がドイツ帝国大統領より弱いこと、旧帝国ほど連邦主義的でないことなどを指摘している。なお大統領制評価に関しては、フーバーは「書かれた法」だけでなく伝統の力、政治的全体秩序構造、政治的勢力状況の勢い、個性の強さなども重要だとしている。ドルフス体制は帝制期の戦時経済法制を濫用した「恣意的体制」だとし、「1934年憲法」と括弧つきで紹介している。独塊再統一については法的整備過程を詳述し、国民投票が99.73% (塊)、99.02% (旧帝国) と高支持だったことを指摘している³⁵⁾。(二) ズデーテン地方の「帝国への復帰」(Heimkehr ins Reich) 及びベーメン・メーレンの保護領 (Protectorat) 化：フーバーはパリ講和会議の決定を無視したチェコスロヴァキア政府の抑圧を批判し、NSDAP を含むドイツ系住民の抵抗を描いている。またミュンヘン会談での英仏との協調を踏まえたズデーテン回収策に際してもチェコスロヴァキア政府が言を左右し、ドイツ系住民と衝突して「血の海」を生んだことを非難している。フーバーは残部チェコスロヴァキアでもドイツ人やスロヴァキア人など少数派保護が不十分だったなどとしてその保護領化を正当化し、「保護領」の法的意味を英仏米の先例 (イラク、エジプト、パナマなど) と比較しつつ、ドイツの帝国理念・民族理念の枠内で自治権を有する帝国の一部と解説し、更にスロヴァキアとの保護条約にも言及している³⁶⁾。(三) メーメル地方「再統一」：フーバーはドイツ騎士団国やプロイセンに属してきたメーメル地方の「掠奪」(Raub)、住民の意向を無視したリトアニアへの併合を非難し、ドイツ系住民への抑圧を挙げて、1939年の「帝国への復帰」を正当化している³⁷⁾。

E・R・フーバーは大ドイツ帝国の基本要素として「民族」(Volk)、「指

導者」(Führer)、「運動」(Bewegung)を挙げる。

①「民族」：フーバーは「新帝国」を「民族的帝国」(ein völkisches Reich)とする。ここでの「民族」とは単なる「国家帰属民」(Staatsvolk)ではない。フーバーはマルチーニやルナンを挙げ、民族理解には客観的要素、主観的要素を基盤とするものがあるとし、ドイツ民族を基本的にはドイツ語文化を共有する「文化民族」(Kulturvolk)だとはしつつも、その「始原的基盤」(naturhafte Grundlage)を「人種」(Rasse)、つまり「特定の身体的・精神的標識より特徴付けられた出自共同体」に求める。ただフーバーは、ドイツ民族とはそうした客観的要因だけでなく、統一体であろうとする主観的意思にも支えられているとする。また民族はその居住する「領域」(Raum)と密接な関係にあるとし、「地政学」を援用する。更に「国家」(Staat)は自己目的ではなく目的のための手段だとし、民族が国家に優先するとする。フーバーは国民社会主義政権が分邦国籍を排除し帝国国籍に一本化したこと、帝国国籍が属地主義ではなく血統主義を旨としユダヤ人を除外することを解説している。最後にフーバーは民族的統一の象徴として国旗(黒赤白の鍵十字)、国章(単頭鷲)、国歌(ドイツ人の歌+ホルスト・ヴェツセルの歌)などの由来を説明している³⁸⁾。

②「指導者」：議会主義民主制が選挙や投票により「民族意志」(Wille des Volkes)を図ろうとするのに対し、新帝国では「指導者」(総統)が「民族意志の担い手」であるとし、それは「架空」(Fiktion)ではなく「政治的現実」(eine politische Wirklichkeit)だとする。フーバーはこの発想を、ルソーの「一般意思」とは無関係だと釘を刺す。またヒトラーが、自分は「独裁者」ではなくただの民族「指導者」だと言明したのも引用する。フーバーはビスマルクも引きつつ、一旦選抜した指導者には服従するという「ゲルマン的」な「忠誠」(Treue)観念を説き、指導者原理が全ての公共組織で妥当すると述べている。フーバーは、新帝国にも国民投票や帝国議会議員選挙が残っていることに触れ、それが以前と異なり民族的統一を力強く表現するためのもので、本来の民族意志の担い手は飽くまで指導者だと説く。フーバーは指導者原理を西欧的な墮落した形式的民主主義に対する真の始原的な民主主義だと称揚するパウル・リッターブッシュやオットー・ケルロイターを批判し、民主主義とは統治者と被治者との一致だとのシュミット説を引きつつ、「指導者」と「従属者」(Gefolgschaft)との区別を強調している。フーバーは「国家元首」(Staatsoberhaupt)という「一般国

家学」の用語によるドイツ固有の「指導者」概念の説明に難色を示し、指導者は党首と国家元首との兼任なわけでもなく、前者から始まり後者と一体化したものであり、民族と国家とを同時に率いるのだとする。フーバーは権力分立も否定し、指導者が一括して掌握していることを強調する³⁹⁾。

③「運動」：フーバーは新帝国が「政党国家」(Parteienstaat)を克服した新しい「運動国家」(Bewegungsstaat)になったとし、NSDAPが民族及び国家を担う協同体になったとする。フーバーは党が国家と一体化し、国民を教育し、世界観を貫徹し、指導者を選ばし、民族意志の担い手となる課題を負うとし、ヒトラー・ユーゲントなどの組織にも言及している⁴⁰⁾。

E・R・フーバーは大ドイツ帝国の統一主義的改革を説明する。フーバーはドイツ史を振り返り、オットー大帝、シュタウフェン朝、ヴァイマル共和国のように統一主義志向の主体を高く評価し、それを妨げた諸侯や政党を批判する。統一主義的改革としてまず1932年7月20日の「プロイセン討伐」(Preußenschlag)が挙げられ、ドイツ帝国政府に反抗的だったプロイセン政府の打倒が称揚されている。国民社会政権期に入り、1933年3月31日の第一「同質化法」(Gleichschaltungsgesetz)で分邦議会、ゲマインデ議会を解散して選挙を行い(「国民的」政党が勝利)、分邦政府に立法権、予算決定権、起債決定権を付与した。また同年4月7日第二同質化法で、先に分邦に派遣されていた帝国「監察官」(Kommissar)が「帝国総監」(Reichsstatthalter：帝国官職)と交代した(プロイセンは総統自らが総監権限を行使)。ヒトラーの言うように、諸分邦ではなくドイツ民族及び国民社会主義運動が帝国の唯一の支柱であるという。1934年2月14日には「古い連邦制」を象徴する「ドイツ帝国評議会」(Reichsrat)が解体された。フーバーは(行政技術的な響きのある)「統一国家」(Einheitsstaat)と新帝国を呼ぶことを問題視し、民族及び指導の一体性に根差す「総統国家」なのだと説く。フーバーは分邦再編成について、ヴァイマル共和国期の再編(テューリングゲン、メクレンブルクなど)に触れつつ、1933年以降の大ハンブルク形成、リューベック・オイティン・(フーバーの故郷)ビルケンフェルトのプロイセンへの併合、オルデンプルク・メクレンブルク・プロイセン間の領土交換に触れ、帝国とプロイセンとの一体化、ザールラントへの帝国監察官(NSDAPのガウ長が兼任)派遣、エステルライヒの解体と「オストマルク」及びズデーテン地方への「ガウ」設置などを解説している⁴¹⁾。

E・R・フーバーはヴァイマル憲法に、DDP、SPDが主張する完全な信条の自由、国教会の拒否、宗教団体の自由と、中央党が主張する教会運営の自立性、教会の「公法上の社団」としての承認、教会税、教会の財産権保障が同居していたことを問題視し、大ドイツ帝国に於ける諸宗教には、「ゲルマン人種の習俗・道徳感覚」の遵守、「積極的キリスト教」など体制への順応を求めている⁴²⁾。

3. 考察

E・R・フーバーの『ドイツ国制史』で本論が紹介したのはその中核たる国民国家論に過ぎない。並行する構成要素たる社会国家論、経済政策論、文化国家論、軍制論、政教関係論、分邦国制論は、本論では余り扱えなかった。ここではナショナリズム研究の観点から指摘をしたいと思う。

(1)『ドイツ国制史』は戦後民主主義を相対化する試みである。戦勝四箇国の占領が始まると、1945年にドイツは長い抑圧の歴史から解放され、戦勝国のお陰でようやく自由になったという歴史認識が受容されていく(更に1990年代以降はヴィンクラーらが、1945年に解放されたのは英米仏占領地域、のちの西独だけだったと説き始める)。同書は、英米仏「占領独裁」下で失職し、45年間体制から距離を置いた一法学者の自己内対話だった。フーバーは、「自由の敵に自由なし」では自由はなくなってしまい、立憲体制は自滅するが、「自由の敵」を自由に活動させるわけにもいかなというジレンマがあると述べている⁴³⁾。これは戦後の「闘う民主制」への皮肉とも受け取れる記述である。

E・R・フーバーが「国制史」で意識した主要敵は、ドイツ帝国に帝国主義戦争の主要責任を負わせた戦勝国のヴェルサイユ史観であり、それを半世紀後にドイツ国内で引き継いだ「六八年史観」である。「戦争目的」論では、フーバーは同時代のフィッシャー論争に反論している。第一次世界戦争の開戦責任を対外的・対内的と2段階で説明し、国内体制と国際政治との連関を述べるのは、視点の多角化によりドイツ単独責任説を相対化する試みだろう。

(2)『ドイツ国制史』における戦後のE・R・フーバーは、『大ドイツ帝国憲法』における戦中の彼よりも保守化した。つまり民主主義から権威主義へと移行したと言える。体制翼賛色が強い『大ドイツ帝国憲法』では、大

ドイツ帝国の指導者民主主義、民族共同体、総力戦体制が称揚され、その観点でかつてのヴァイマル共和国の不徹底ぶりと対比されていた。『ドイツ史に於ける軍隊と国家』でも、絶対君主が民衆から遊離していたことが批判されている。これに対し戦後体制への疑問を孕んだ『ドイツ国制史』では、彼は「下からの」急進的運動には左右を問わず懐疑的になり、安定感のある統治者、つまりプロイセン改革者、メッテルニヒ、ビスマルクに高い評価が与えられ、直接公選大統領にも例外状態を收拾する「憲法の番人」、あるいは権威的調整者たることを求めている（この点で大統領に国民国家を牽引するカリスマ的指導者を見ようとしたヴェーバーとは大統領イメージが本質的に異なっている）⁴⁴⁾。『大ドイツ帝国憲法』では君主制は克服するべきものと説かれているが、『ドイツ国制史』ではドイツ君主制の擁護が顕著で、後述の「立憲君主制」概念もその産物である。

(3)歴史家E・R・フーバーの特徴は、実定法に拘わり、制定法に拘らないところにある。近年の西洋史家は「社会史」への固執から、法学的素養を欠くことが多い。それは「権威的国民国家」の否定的先入観に合う側面のみを槍玉に挙げ、理想化された西欧像からの「逸脱」を慨嘆するという浅薄さを生んでいる⁴⁵⁾。フーバーと比較すると、「ドイツ特有の道」批判者のニッパードガイですら、ヴェーラーの印象論に自分の印象論を掲げて対決した観がある。フーバー「国制史」は1789年以降の各時代の法秩序を、全体国家のみならず部分国家に至るまで叙述しており、そこから読者が学べる知識や発想は多い。

蓋しナショナリズムは感情の問題だが、そこでも実定法は押さえるべき前提知識である。個々人の感情は、実定法によって直ちに左右されるわけではないが、作られた実定法に合わせて人々の意識が醸成されていくこともあり、「エステルライヒ国民意識」などはその典型だろう。また人々の意識が実定法に反映されることもあり、ドイツ帝国の建設などは実際「下からの」国民運動を抜きには実現され得なかったと思われる。

但しフーバーは実定法と制定法との違いを意識する。制定法の文面を離れて法が発展していくという現象にフーバーは興味がある。皇帝制度にしても帝国憲法の条文解釈に終始せず、それを担う君主個人の性格や社会情勢によって実態が変わっていったことを力説する。このためフーバー「国制史」は、無味乾燥な条文解説の羅列には終わらず、精神的運動、社会的対立、政治的秩序要因を加味した全体史叙述になっている⁴⁶⁾。ただ制定法

に拘らないという点は、1918/19年や1933/34年の「革命」による法創造を肯定し、「総統は法を守る」(シュミット)といった具合に、制定法軽視という政治的効果をも持ち得ることは言うまでもない。ちなみに「革命」による法創造というシュミット学派の発想は、戦後日本の「八月革命説」と通じるものがある。この憲法学説は密かなシュミットの受容ではないか。

(4)E・R・フーバーのナショナリズム観は「近代主義」(modernism)に属する。フーバーはナショナリズムを近代のもの、民主主義と一体のものと考え、帝国愛国主義とナショナリズムとを峻別する。またドイツ帝国のプロイセン保守派を完全なるドイツ・ナショナリストと診断し、ナショナリズムを超越したプロイセン愛国主義の可能性を否定する。こうした論法は行き過ぎた図式主義であり、今日の近世・近代ドイツ研究には合わない。ただそのフーバーも、ナショナリズムとは呼ばないものの、神聖ローマ帝国にもドイツ統一国家形成への助走があったことには気付いていた。

(5)ヴァイマル共和国の叙述に関して、E・R・フーバーは大統領内閣を、特にパーベン内閣を詳細に描いている。フーバーは、国民の選挙結果により議会在野が政党連合形成不能の状態に陥っていたことを強調し、議会第一党になり暴力も厭わずヒトラー単独政権を目指してくるNSDAPを、緊急令などにより押し留める試みとして、大統領内閣を描いたのである。「プロイセン討伐」もSPD政権打倒ではなく、憲法に基づく「帝国介入」として説明され、また君主制時代の独普連携を恢復しようとした国制改革として描かれている。

この歴史認識には言うまでもなくフーバー、シュミットの政治活動への自己弁明が込められており、我々はそれを鵜呑みにはできない。パーベンは1933年以降はヒトラー政権に奉仕しており、シュミットやフーバーもかつての敵NSDAPの旗振役へと姿を変えた。ブリューニングもヒトラーとの連携を試みたことがある。だが戦後になると、彼らは自分たちがNSDAP政権成立の抵抗者であったかのように振舞うこともあった。1932年段階で、彼ら大統領側近がNSDAPのどの点にどの程度反対したと言えるかは、フーバーの主張を踏まえつつも、そこから独立して検証されるべきだろう。フーバーは『ドイツ国制史』を1933年1月で打ち切り、NSDAP政権の総括を抛棄しており、この点でも不十分な感が否めない。

但しだからといってフーバーの歴史叙述を、まるで存在しないかのように無視していいということにはならない。1969年まで生き延びたパーベ

ンを、戦後歴史学はブラウン SPD 政権の保守的破壊者、ヒトラー政権のお先棒担ぎとして、軽蔑と憎悪とを込めて描いてきた。大統領内閣、特にパーペン、シュライヒャー内閣も、ヴァイマル共和国＝議会政治の墓掘人、NS 政権と同じ穴の貉として描かれている。そうした論調のドイツ史叙述は、日本ではいま現在も再生産されている。だがフーバーの問題提起をまるで存在しないかのように素通りし、ヒンデンブルク、パーペン、シュライヒャーらを、麗しきヴァイマル議会政治の卑劣な破壊者として一方的に否定する歴史叙述は、1980年代以降の研究状況ではもはや怠慢の誹りを免れ得ない。このことはまた、ヴァイマル共和国の強大な直接公選大統領をヒトラー政権の権威主義的介助者と決め付け、間接選挙による弱い連邦大統領制の必要性を説くドイツ連邦共和国の公式歴史認識が、歴史学的観点から問題を孕んでいるということの意味する。

(6)フーバーはドイツ国制史の中心に「国民国家」(Nationalstaat) 発展史を据えた。ヴァイマル共和国の歴史をフーバーは (SPD も含む) 共和国支持派の目線で叙述しているが、それは悲劇の第一民主制としてではなく、内憂外患に苦しんだ悲劇のドイツ国民国家としてである。ドイツ・ナショナリズムは、1945年を越えた彼の一貫した価値的基盤である。

なおフーバーがドイツ・ナショナリズムの価値観に立つなら、1933年の政権獲得はむしろ国民国家の再生として歓迎することもできる筈であり、実際 NS 時代のフーバーはそうだったわけだから、悲劇と見る必要は必ずしもないはずである。フーバーは、戦後いつの間にか「反ナチス」の雰囲気順応しているが、その理由が明言されることはなかった。

フーバーはドイツ「国民国家」の連続性を強調する傾向にある。彼は一般に「国家連合」と見られているドイツ連邦についても、その「連邦国家的」性格を強調しており、ヘッセン＝カッセルやルクセンブルクなど七月革命で危機に陥った分邦への「連邦介入」も詳述している。ドイツ帝国からヴァイマル共和国への移行に際しても国制の連続性を強調している。

国民国家重視と関連しているのがフーバーの「統一主義」志向である。『大ドイツ帝国憲法』におけるその傾向は明白だが、『ドイツ国制史』でも随所に現れている。フーバーは前述のとおりドイツ連邦を、国家連合というより連邦国家的に見ようとし、帝国建設についても国民の統一への意志があったことを強調し、またラーバントのように主権が帝国と諸領邦とで分有されていたとは見ない。フーバーはドイツ帝国の軍隊を「帝国軍」と呼

び、ドイツ諸軍隊の領邦的伝統を重視しない。ヴァイマル共和国は、君主制時代より統一性を強めた点が強調されている。

統一主義の帰結として、フーバーは中央権力の強化に関心が強い。フーバーは神聖ローマ帝国に関しても皇帝権力や帝国軍の拡充に興味があり、ヴィルヘルム二世の「国民帝制」や直接公選大統領に注目し、一時はヒトラー総統の指導性をも肯定していた。

(7)E・R・フーバーの分析手法は「技術的国家観」である。シュミットは、マキアヴェッリが『君主論』で人間を野獣、愚民としつつ、『リヴィウス論』で民衆の生来善なる本能を説いている「矛盾」をどう見るかという点について、マキアヴェッリが目的合理性に徹する「技術的国家観」を展開していたのだと説明した。君主制には君主制に合わせて、共和制には共和制に合わせて統治技術を提案したというわけである⁴⁷⁾。この「技術的国家観」は、ヴァイマル共和国ではヒトラー反対派、大ドイツ帝国ではヒトラー支持派という具合に、実定法秩序に順応した国法学を展開できるというフーバー、シュミットの行動様式とも相応している。『ドイツ国制史』でも、フーバーはドイツ戦争に於けるプロイセンの連邦法違反を指摘しながら、プロイセンが勝利すると北ドイツ連邦の秩序を前提として議論し、ドイツ帝国を擁護していたかと思うと、第6巻からはヴァイマル共和国擁護の立場での議論を開始している。このためシュミット学派の国法学、あるいはそれに先行するヴェーバーの支配社会学に対しては、「普遍的価値」への帰依(曰く「自然法的」基盤)を欠き実態を前提視する危険な学問——そういう意味での「法実証主義」——だとの批判が行われてきた。

とはいえ価値と切り離して合目的性を追求するシュミット学派の「技術的国家観」は、学問と価値との分離を否定するシュミット学派の価値論とは矛盾するように思われる。フーバーも学問と政治とが密接不可分であることを主張し、ニッパードイのように歴史学の客観性を追求しない。これはシュミットのプロイス評価、「自由主義」批判を想起させる。だとすると、フーバーは自分の歴史叙述も自己の政治的立場の反映に他ならないことを認めることになり、また連邦共和国に順応した歴史家たちが、独仏和解や欧州統合のような連邦共和国の現実的必要性に沿う歴史研究を展開しても、それを批判する理由がないことになると思われる。

結局のところシュミット学派が、あるいはヴェーバーが「技術的国家観」を展開したのは、彼らが本当に価値と切り離した技術的分析をできている

からではなく、自由主義的民主主義を「普遍的価値」として前提視する国法学に懐疑的だったからなのかもしれない。それを盲信しないからこそ、そこから自由な歴史叙述ができたということである。実際フーバーは1945年以後の実定法秩序には、意欲的に順応することはなかった。

(8)E・R・フーバーは国制と国際政治との相互作用を積極的に見る傾向がある。パリ講和会議は、第一次世界戦争を民主主義国による非民主主義国の打倒とする解釈で、戦勝国の世界覇権、敗戦国の国制への介入を肯定し、この論法は第二次世界戦争でも使用された。フーバーも国制と国際政治との連繋に意を払っている。第一次世界戦争における国家の変容、社会主義革命の輸出、ヴェルサイユ講和条約とヴァイマル共和国憲法との関連性だけでなく、ナポレオン戦争、ウィーン会議、クリミア戦争など、19世紀の出来事も同じ観点から語られている。ただ内政叙述の充実ぶりに比べると、国際政治の説明は補足程度でしかないとも言える。

国家主権を重視するE・R・フーバーは、それを尊重する政治家を高く評価する。フーバーは、敗北した1814年のフランスに報復を控えたメッテルニヒ、敗北した1866年のエステルライヒに報復を控えたビスマルクが、勝利に奢らず戦争の新たな火種を摘んだことを評価するが、これは1918年のドイツに苛烈だった戦勝国への不満を投影したものだだろう。

(9)E・R・フーバーはプロイセン中心主義者、小ドイツ主義者ではない。『ドイツ国制史』と題するドイツ国民国家の歴史を書きながら、フーバーは各分邦国制に詳しく言及している。オットマール・フォン・アレティン男爵、エリザベート・フェーレンバッハのような奥普中心の「国民史学」への反撥、「第三のドイツ」への親近感は見られないが、フーバーは各分邦の政治情勢に言及しており、それもバイエルンやザクセンなどの代表例だけではない。勿論大領邦プロイセンへの興味は大きいですが、ハインリヒ・フォン・スルピクに言及しつつエステルライヒにも立ち入って言及しており、ドイツ戦争がプロイセンの違法行為に対する「連邦執行」だったとの説に傾いている。

(10)E・R・フーバーは、ナショナリズムの各国比較検討を正面からは行わず、ドイツ史叙述に集中している。『大ドイツ帝国憲法』では、ドイツ史を一般的概念で説明する「一般国家学」が正面から否定されていた。とはいえドイツの特徴を描くために、『ドイツ国制史』や『ドイツ史に於ける軍隊と国家』では、英仏などの事例にも随所で言及している。そこで貫か

れているのは、ドイツを政治的後進国とする先入観への懐疑である。

英仏本位の比較政治論へのE・R・フーバーの違和感は、彼一流の「立憲君主制」(Konstitutionalismus)概念にも表れている。その背景には、イギリスの「議会主義君主制」とドイツの「立憲君主制」とを並立する対等のモデルにしたいという意図が垣間見える。この概念を巡っては、戦後派憲法学者・カトリック知識人のエルンスト＝ヴォルフガング・ベッケンフェルデとの間で意見対立があることが知られている。だが「(権力抑制機能を有する)憲法に立脚した君主制国家」という意味ではイギリスもドイツも同様であるのに、後者のみを「立憲君主制」と呼ぶのは不自然だろう。筆者は、双方を(「絶対君主制」、「共和制」と対置される)「立憲君主制」の枠内で捉え、イギリス国制を「議会主導の立憲君主制」、ドイツ国制を「君主主導の立憲君主制」と呼べば、彼の目標は無理なく達成できると思う。ちなみにフーバー自身も、parlamentarischを包含する意味でkonstitutionellを用いている箇所があるのではないと思われる⁴⁸⁾。

以上10点に互ってE・H・フーバーの国制史研究を検討してきた。実定法秩序を中心にしたフーバーの綿密な歴史叙述を読むと、「解放」された自由な社会、「歴史の終焉」だと言われる1945年、1990年以降の世界が、実はドイツ帝国体制やNS体制などと並ぶ一つの支配体制なのであり、そのなかでは歴史家もそれ相応の政治的思考枠組を課されているという事実気付いてしまう。フーバーがまるで存在しないかのように素通りする研究者は、彼が発揮する歴史的相対化の「危険な」作用に気付いているのだろう⁴⁹⁾。しかし歴史的相対化は歴史認識を深める上で必要不可欠なことであり、それを排除する学問的理由はないと思われる。

注

- 1) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 5, Stuttgart: Kohlhammer, 1978, S. 3-10, 14.
- 2) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 5, S. 14-22.
- 3) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 5, S. 73-115.
- 4) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 5, S. 116-178.
- 5) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 5, S. 217-225.
- 6) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 5, S. 584-621.

- 7) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 5, S. 621–636, 697–706.
- 8) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 5, S. 636–706.
- 9) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 5, S. 706–768.
- 10) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 5, S. 794–818.
- 11) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 5, S. 871–891.
- 12) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 5, S. 953–1001.
- 13) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 5, S. 1002–1151.
- 14) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 6, Rev. Nachdr. der 1. Aufl. (1981), Stuttgart: Kohlhammer, 1993, S. 5–23.
- 15) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 6, S. 24–35.
- 16) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 6, S. 35–54, 637–743.
- 17) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 6, S. 55–81.
- 18) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 7, Stuttgart: Kohlhammer, 1984, S. 1–6.
- 19) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 9–122.
- 20) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 122–140.
- 21) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 141–192.
- 22) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 193–221.
- 23) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 221–270.
- 24) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 271–444.
- 25) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 447–540.
- 26) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 541–585.
- 27) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 586–628.
- 28) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 628–728.
- 29) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 731–966.
- 30) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 977–1161.
- 31) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 7, S. 1162–1281.
- 32) Ernst Rudolf Huber, Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches, Hamburg: Hanseatischer Verl., 1939. 本論では第一部で同書を『大ドイツ帝国憲法典』として紹介していたが、この第三部で『大ドイツ帝国憲法』と改める。というのも大ドイツ帝国に「憲法」を称する法典があったわけではなく、フーバーも実定法主義者ではなかったからである。
- 33) Huber, Verfassungsrecht, S. 11–29.
- 34) Huber, Verfassungsrecht, S. 29–57.
- 35) Huber, Verfassungsrecht, S. 58–101, 119–132.
- 36) Huber, Verfassungsrecht, S. 101–145.
- 37) Huber, Verfassungsrecht, S. 145–149.

- 38) Huber, Verfassungsrecht, S. 150–193.
- 39) Huber, Verfassungsrecht, S. 194–286.
- 40) Huber, Verfassungsrecht, S. 287–315.
- 41) Huber, Verfassungsrecht, S. 316–358.
- 42) Huber, Verfassungsrecht, S. 490–510.
- 43) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 1011.
- 44) 雀部幸隆『ヴェーバーとワイマール』はフーバーを援用し、大統領内閣が「委任の独裁」でヒトラー政権阻止を図ったことを以て、大統領制の設計者ヴェーバーの功績とした。確かにヒンデンブルクとヒトラーとを安易に同類扱いするべきではなく、ヒンデンブルクがヒトラー政権を一時期に阻止し得た面も認めるべきだろう。ただ保守派大統領による反体制政党的の抑制という状況は、ヴェーバーの想定からは遠いように思う。ヴェーバーの躍動的指導者像は、ヒンデンブルクより寧ろヒトラーに酷似している。
- 45) 例えば矢野久／A・ファウスト編『ドイツ社会史』(有斐閣、2001年)、36–70頁。
- 46) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. VII.
- 47) Carl Schmitt, Die Diktatur, 6. Aufl., Berlin: Duncker & Humblot, 1994, S. 7–12 (田中浩／原田武雄訳『独裁』第3刷(未来社、2003年)、22–25頁。)
- 48) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 990.
- 49) 近刊の長谷部恭男／石田勇治『ナチスの「手口」と緊急事態条項』(集英社新書、2017年)は、フーバー『ドイツ国制史』を無視しつつ、彼がすでに脱構築した歴史観に回帰している。そこではまた、W・ピユタ『ヒンデンブルク』(2007年)やR・メーリング『カール・シュミット』(2009年)など近年の研究も度外視されている。同書は、自由民主党の緊急事態構想に反撥した石田(東大教養学部教授)が、長谷部(東大法学部教授・日本公法学会理事長・早大教授を歴任)と行った対談で、憲法の使命を国家権力の抑制に限定し、恒例の善悪二元論(ハーバーマス対ノルテ、「批判的歴史学」対「国家を正当化する」「保守的な」歴史学、(60年代以降の)ドイツ連邦共和国対自民党政権の日本など)を用いて、戦後日独憲法秩序を正当化している。同書は「ナチス」の社会革命的機能には踏み込まずに、その社会主義、労働者との関係性も「羊頭狗肉」と断定し、KPDなど急進マルクス主義勢力の反共和国的役割を軽視し、「共和国支持派」対「旧体制(帝政)支持派」の白黒図式に固執する(23, 86–87, 101頁)。そのため「旧体制(帝政)支持派」と「ナチス」との「保守」的協働を力説することになり、ヒンデンブルクがヒトラーに積極的に期待して組閣させたと断言する(23–26, 40, 50–51, 98頁)。国家権力は民主主義の脅威、緊急令は議会主義民主制の否定との先入観から、エーベルトの緊急令には立ち入らずにヒンデンブルクの緊急令のみ

を力説し、当時の文脈では双方に共和国防衛の含意があったことを説明しない(24-36頁)。ちなみにフーバー『ドイツ国制史』第七巻は、治安維持のための緊急令がバイエルン政府によっても用いられたことを指摘し(S. 315-322)、またプロイセンに行われた分邦への「帝国介入」(1932年)についてもテューリンゲンの急進マルクス主義勢力蜂起(1920年)に関して実施された先例に触れていて(S. 118-122)、緊急措置の問題をヒンデンプルクやパーベンに限定できないことを示している。民主主義は善だという大前提を死守するために、「ナチス」が議会第一党になってもヒトラー政権は必然ではなかった、ヒトラーが民主主義で政権を取ったのではないと強弁し、1932年でもまだ議会主義民主制が存続可能だったかのようだが、かの隘路をどう克服できたのかは示さない(18、56頁)。「最新の研究」で「国会議事堂炎上事件」が突撃隊の仕業だと判明したと断言するが(57頁)、文献一覧に挙がっているB・C・ヘットの『帝国議会炎上』(2014年)がそこまで論証し得たかは疑問で、2016年8月8日付で同書を評したW・ピュタも懐疑的である(<http://www.faz.net/aktuell/politik/politische-buecher/handelte-sa-bei-reichstagsbrand-von-1933-auf-eigene-faust-14367191.html> (2018年1月18日閲覧))。国家権力への対抗意識が昂じて、いつの間にか学界権威主義に移行し、長谷部を「憲法学界の重鎮」、「憲法学の権威」(カバー折返、6頁)と呼び、シュミットと対決したアンシュッツやケルゼンを「非常に権威のある学者」(75頁)、「大家」(90頁)と称揚している。ドイツを取り巻く厳しい国際環境には関心が薄く、ドイツ内部の政治的未成熟が諸悪の根源で、1960年代以降の普遍的価値への帰依で克服されたと説かれている。一般向けの啓蒙書だからといって、先行研究を一面的に紹介し、分かりやすい「悪」を描き出すというのは、政治的に無責任であり、学問的に不適切である。ただ「委任独裁」が「主権独裁」に転化しようという指摘(48、75頁)に関しては、シュミット学派の自己弁護の甘さを突いたものとして同意できる。

日本のドイツ近現代史研究はいつもこのような状況である。前述の平島健司『ワイマール共和国の崩壊』も、木村靖二『兵士の革命』(東京大学出版会、1988年)も、高橋進『ドイツ賠償問題の史的展開』(岩波書店、1983年)も、フーバー『ドイツ国制史』を無視するか、文献一覧に挙げるだけに留めていた。三月革命より前の時代を扱う近代・近世史家が、成瀬治を始めしばしばフーバーを情報源に用いているのとは対照的である。